

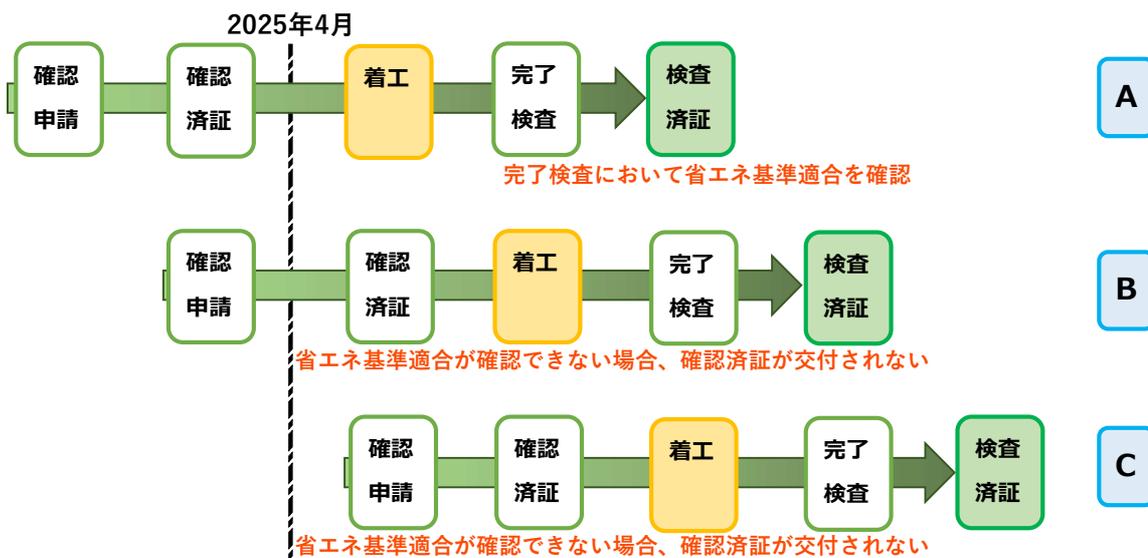
【2025年法改正により省エネ適合性判定を申請する物件】

# 省エネ適合性判定の提出等について

## 基準適合義務制度の適用について

- ・省エネ適合義務制度は**2025年4月**以降に**工事着手**するものから適用されます。
- ・このため、**2025年4月以降に工事着手が見込まれる場合**は、法施行前からあらかじめ**省エネ基準に適合した設計**としておく必要があります。

**省エネ基準適合が必要な場合**（省エネ適合性判定または仕様基準に適合等の対応が必要）



上表の **B** **C** に該当し、法改正により省エネ適合性判定が必要になる物件について

- ・施行日(4月1日)前の申請であっても**2月17日(月)から事前受付**します。
- ・事前受付をしたうえで、審査・補正を3月31日までに完了した場合は**4月1日に本受付をし、省エネ適合判定通知書を交付**します。

## 申請方法について

### 紙申請の場合

省エネ適判の審査・補正は仙台本部となります。

県北事務所窓口をご利用のお客さまで、お急ぎの場合は、電子申請をご利用いただくか、直接仙台本部へご郵送ください。

### 電子申請の場合

対象建築物の延べ床面積500㎡未満の物件が対象になります。

延べ床面積500㎡以上の物件は紙申請をご利用ください。

※電子申請については3月上旬開始（予定）となります

## 【お問い合わせ】

建築確認検査課 建築確認検査第二係

TEL : 022-262-0401

Email : eco-save@mkj.or.jp

令和7年度改正法の施行に向けた  
建築基準法・建築物省エネ法の関連情報  
※ 令和7年(2025年)4月から建築確認の手続き等が変わります



<https://www.mkj.or.jp/legal-reform-r7>